

令和4年岳南排水路管理組合議会定例会（2月）会議録

令和4年2月2日（水）

1 出席議員（10名）

1番	須藤	秀忠	議員
2番	米山	享範	議員
3番	川窪	吉男	議員
4番	吉川	隆之	議員
5番	荻田	丈仁	議員
6番	杉山	諭	議員
7番	山下	いづみ	議員
8番	萩野	基行	議員
9番	深澤	竜介	議員
10番	齋藤	和文	議員

2 説明のため出席した者（8名）

管 理 者	小長井	義正	君
副 管 理 者	仁藤	哲	君
富士市上下水道部長	松山	正典	君
富士市産業経済部長	米山	充	君
富士宮市水道部長	渡辺	文英	君
局 長	諏訪部	浩康	君
参事兼施設課長	小松	芳広	君
総務課長	根上	忠記	君

3 議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議第1号 令和3年度岳南排水路管理組合会計補正予算について（第2号）
- 日程第4 議第2号 令和4年度岳南排水路管理組合会計予算について
- 日程第5 議第3号 岳南排水路の設置、管理、使用料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 発議第1号 岳南排水路管理組合議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 日程第7 発議第2号 管理者の専決処分事項の指定について

午前10時開会

○議長（川窪吉男議員）出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから岳南排水路管理組合議会定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（川窪吉男議員）日程第1 会議録署名議員の指名ですが、会議規則第35条の規定により議長において指名いたします。

会議録署名議員に

10番 齋藤和文議員

2番 米山享範議員

以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（川窪吉男議員）日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

それでは、ここで本定例会に上程される提出議案の大綱説明を管理者に求めます。

○管理者（小長井義正君）議長。

○議長（川窪吉男議員）管理者。

○管理者（小長井義正君）おはようございます。お許しを得ましたので、本定例会に上程いたします各議案の審議をお願いするに当たり、議員各位の御理解と御協力を賜りますよう、議案の総括的な説明を申し上げます。

さて、岳南排水路使用者の多くを占める製紙産業ですが、デジタル化などの影響を受け、印刷・情報用紙の需要は減少している一方、段ボール原紙や衛生用紙は堅調に推移しております。また、脱プラスチックの動きが加速している中、プラスチック製品に代わる紙製品の実用化も活発になっております。このように紙製品への転換の動きが地域産業の継続的な発展につながることを期待しつつ、皆様の御支援を賜りながら、引き続き施設の維持管理に最善を尽くしてまいりたいと存じます。

それでは、本定例会に提案申し上げ、御審議を賜ります議案につきまして、私からその

要旨を申し上げます。なお、詳細につきましては、後刻事務局から説明させますので、あらかじめ御承知いただきたいと存じます。

初めに、議第1号令和3年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）についてであります。915万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,039万6,000円とするものであります。歳入におきましては、使用料及び手数料を減額し、財産収入を増額するものであります。歳出におきましては、総務費及び諸支出金を増額するものであります。

次に、議第2号令和4年度岳南排水路管理組合会計予算についてであります。歳入歳出の予算総額を5億5,500万円とするものであります。歳入におきましては、主財源であります使用料及び手数料を4億2,524万円と見込んでおります。また、歳出であります、総務費を5億201万5,000円計上しております。

次に、議第3号岳南排水路の設置、管理、使用料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、水質分析試験の依頼が長年ないことから、これに係る手数料の規定を削るものであります。

以上、上程議案につきまして要旨のみ説明申し上げましたが、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、概要説明とさせていただきます。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（川窪吉男議員） 以上で管理者の説明を終わります。

日程第3 議第1号令和3年度岳南排水路管理組合会計補正予算について（第2号）

○議長（川窪吉男議員） 日程第3 議第1号令和3年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（諏訪部浩康君） 議長。

○議長（川窪吉男議員） 局長。

○局長（諏訪部浩康君） ただいま上程されました議第1号令和3年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書の2ページをお願いいたします。令和3年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ915万6,000円を増額しまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ6億2,039万6,000円とするものです。

事項別明細書にて御説明いたしますので6ページをお願いいたします。歳入になります

す。

1款1項1目使用料は、補正前の額4億2,898万8,000円から140万円を減額し、4億2,758万8,000円とするもので、3節滞納繰越分において、会社更生法適用を受けた1工場の使用料214万6,000円のうち、更生計画に基づく弁済の実施により生じた債権の残額を放棄することによるものです。

2款1項1目利子及び配当金は、補正前の額4,460万5,000円に1,055万6,000円を増額し、5,516万1,000円とするもので、債券2本の売却差益と新たに購入した債券3本の利払い金などの運用益の増によるものです。

続きまして8ページ、歳出をお願いいたします。

1款1項1目議会費は、補正前の額31万7,000円に2,000円を増額し、31万9,000円とするものです。さきの10月議会定例会におきまして、議長の辞職に伴い新議長が就任したことによるものです。

2款1項1目一般管理費は、補正前の額1億3,758万5,000円に25万5,000円を増額し、1億3,784万円とするものです。

内訳ですが、職員手当は時間外勤務の減など、共済費は標準報酬月額の変動等によりそれぞれ減額となります。負担金、補助及び交付金が、市からの派遣職員の構成が変動したことにより増額になることによるものです。

10ページをお願いします。4款1項1目岳南排水路基金積立金は、補正前の額4,415万3,000円に1,055万6,000円を増額し、5,470万9,000円とするものです。これは基金積立ての原資であります運用益金の増額によるものです。

5款1項1目予備費は、補正前の額2,231万円から165万7,000円を減額し、2,065万3,000円とするもので、予算執行額の調整によるものです。

以上で議第1号令和3年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（川瀬吉男議員） 当局の説明を終わります。

これから議第1号について質疑に入ります。——質疑もないようですが、質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

議第1号令和3年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第2号）については原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって議第1号は原案どおり可決されました。

日程第4 議第2号令和4年度岳南排水路管理組合会計予算について

○議長（川窪吉男議員） 日程第4 議第2号令和4年度岳南排水路管理組合会計予算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（諏訪部浩康君） 議長。

○議長（川窪吉男議員） 局長。

○局長（諏訪部浩康君） 議第2号令和4年度岳南排水路管理組合会計予算について御説明いたします。

議案書の15ページをお願いいたします。令和4年度岳南排水路管理組合会計予算は、第1条にて、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,500万円とするものです。

また、第2条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を1億円と定めるものです。

事項別明細書にて御説明いたしますので、20ページ、併せて表紙が薄青色、議案参考資料の1ページをお願いいたします。歳入になります。

1款1項1目使用料は、4億2,524万円を見込み、前年度と比較して160万2,000円、0.4%の減と見込んでいます。本年度予算では前年度比0.8%の減としていましたが、新年度はさらに小幅な減少にとどめています。これは、新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響等により、年間総排水量は令和元年度から急な減少傾向にありましたが、本年度はこれまでの推移で継続しますと約1%の増に転じる予測であり、底打ち感の兆しが見えます。しかし、新型コロナウイルス、オミクロン株の世界的な感染拡大の中にあり、社会、経済への影響の見通しは依然不透明で予断を許さない状況ですので、前年度比0.4%の減を見込むことといたします。

2款1項1目利子及び配当金4,465万8,000円は、岳南排水路基金及び職員退職手当基金の運用益金で、前年度と比較して5万3,000円の増額を見込んでいます。

基金につきましては、議案参考資料の3ページ、基金執行状況にて詳細を御説明いたします。

1の岳南排水路基金ですが、令和4年度の前年度末現在高は32億7,953万5,297円で、これに対する運用益金を4,420万6,000円、一般会計へ充当する取崩し額5,500万円を見込み、年度末現在高を

32億6,874万1,297円といたします。

2の職員退職手当基金ですが、令和4年度の前年度末現在高は4,753万5,234円で、これに対する利子を45万2,000円、積立金500万円を見込み、年度末現在高を5,298万7,234円といたします。

議案書に戻りまして、22ページをお願いいたします。3款1項1目岳南排水路基金繰入金ですが、岳南排水路基金から5,500万円を取り崩すもので、前年度と比較して4,350万円の減といたします。歳出の約50%を占める管更生などの保全対策事業費に充当するものですが、テレビカメラ調査、目視点検調査による管路の状態監視と、コンクリート劣化の原因となる硫化水素調査等の排水管理を適正な頻度で継続する一方で、蓄積した調査データを活用するストックマネジメント計画の推進による管路の耐用年数の延長に取り組み始めたことによるものです。

次の4款1項1目前年度繰越金は、前年度と比較して1,000万円増の3,000万円を計上しています。

5款2項1目雑入は、共済事業手数料など10万円を見込むものです。

続いて24ページをお願いします。歳出になります。

1款1項1目議会費は、組合議会2回の開催経費としまして、前年度と同額の31万7,000円を計上しています。内訳は、管理組合議会議員10人の報酬費などあります。

2款1項1目一般管理費は、前年度と比較して122万円減の1億3,443万5,000円を計上しています。

詳細を説明欄に沿って御説明いたします。1、給与費のうち、4の一般職14人の人件費を1億286万7,000円、5のパートタイム会計年度任用職員3人の人件費を940万4,000円計上しています。この人件費に関わる資料としまして、36ページから39ページに給与費明細書をお示ししてございますので、後ほどお目通し願います。

2の人事管理費の2、職員研修費48万1,000円は、研修会への参加旅費及び負担金になります。

次のページ、3の事務管理費は、組合事務運営の所要経費で、641万8,000円を計上してありますが、弁護士、公認会計士との相談報償費、事務用品などの消耗品のほか、印刷製本費、通信運搬費、富士市財務会計と接続するためのシンクライアントの利用負担金などになります。

4の財産管理費810万9,000円は、庁舎管理、車両管理、用地管理、使用料管理などに要する経費で、5の公租公課費613万1,000円は消費税を計上してあります。

28ページの下段をお願いいたします。2款2項1目排水管理費178万4,000円は、岳南排水路の水質調査に係る経費で、前年度と比較して38万9,000円の減といたします。

次のページの説明欄にあります1の1、水質調査費31万6,000円は、水質試験に係る薬品や器具の購入費等で、2の硫化水素調査費146万8,000円は、硫化水素計本体及びセンサーの購入費などであります。

次の2目下水道管理費5,076万7,000円は、施設の維持補修及び保守点検に係る経費で、前年度と比較して249万9,000円の減といたします。

説明欄の1の1、維持補修費2,341万円は、管路の補修や人孔の鉄蓋、足かけ金物の取替え等に係る経費、2の保守点検費2,606万円は、工場排水流入禁止期間に実施する管路内の点検調査やゲートの点検作業に要する経費になります。

3目ポンプ場管理費4,152万5,000円は、今泉ポンプ場の運転管理に係る経費で、前年度と比較して253万4,000円の減といたします。

説明欄の1の1、維持補修費130万円は、ポンプ場施設の緊急を要する小規模な維持修繕に係る経費、2の保守点検費3,512万円は、ポンプ場施設の運転管理と各設備の状態監視業務などに係る経費になります。

3のポンプ場管理事務費510万5,000円は、ポンプ場運転に係る電気料金や工業用水使用料などであります。

32ページをお願いいたします。2款3項1目施設改良費2億7,350万4,000円は、管路及びポンプ場施設の保全及び再生を行う事業の経費で、前年度と比較して2,841万1,000円の減となります。

説明欄の1の1、保全対策事業費に2億6,950万円を計上しています。

この科目につきましては、議案参考資料の4ページにて御説明いたします。

令和4年度主要事業概要でありますが、管渠施設費における保全対策事業は、番号1の業務委託1件、番号2から10までの工事9件の合計10件の執行を予定しています。

業務委託は久沢地先の凡夫川に架かる水管橋の点検、工事のうち6件は老朽化した700ミリから1,800ミリの管渠施設の更生と耐震化を図るもので、合計で344メートルを施工します。

番号8の1件は、管路のダウンサイジングの取組としまして、234メートル区間の管路を1,350ミリから450ミリに縮径するものです。

なお、表の右端、ページ番号にそれぞれの工事位置図をお示ししておりますので、後ほど御覧ください。

議案書の32ページにお戻りください。説明欄の2、ポンプ場施設費の1、保全対策事業費300万円は、河川溢水に対するポンプ場の耐水化を進めるための基礎調査と、自家発電設備の蓄電池更新などに要する経費あります。

34ページをお願いします。3款1項1目利子は、一時借入金の利子として1万円を科目設定しています。

次の4款1項1目岳南排水路基金積立金は、運用益金4,420万6,000円を積み立てるもので、前年度と比較して5万3,000円の増となります。

2目職員退職手当基金積立金は545万2,000円を積み立てるもので、前年度と同額であります。内訳は、積立金500万円、基金利子45万2,000円を見込んでいます。

5款1項1目予備費ですが、前年度と同額の300万円を計上しました。

以上で議第2号令和4年度岳南排水路管理組合会計予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（川窪吉男議員） 当局の説明を終わります。

これから議第2号について質疑に入ります。——質疑もないようありますので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

議第2号令和4年度岳南排水路管理組合会計予算については原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって議第2号は原案どおり可決されました。

日程第5 議第3号岳南排水路の設置、管理、使用料等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（川窪吉男議員） 日程第5 議第3号岳南排水路の設置、管理、使用料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（諏訪部浩康君） 議長。

○議長（川窪吉男議員） 局長。

○局長（諏訪部浩康君） それでは、議第3号岳南排水路の設置、管理、使用料等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

議案書の40、41ページ、併せて、黄色の表紙、議案参考資料2の1ページをお

願いいたします。本案は、使用者等から依頼があった際に行う水質分析試験につきまして、平成6年度を最後に受託実績がないことから、水質分析試験の委託を受けたときの手数料の規定を削るものであります。

改正内容につきましては、議案参考資料2の1ページ、新旧対照表により御説明いたします。

第17条の2は、水質分析試験の委託を受けたときの手数料に係る規定ですが、この規定を削るものであります。また、これに伴いまして、第18条第1項及び同条第3項、第19条並びに第23条中の「若しくは」を「又は」に改め、「又は手数料」を削るものであります。

附則ですが、本条例の施行日は、令和4年4月1日とするものであります。

以上で議第3号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（川窪吉男議員） 当局の説明を終わります。

これから議第3号について質疑に入ります。——質疑もないようでありますので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

議第3号岳南排水路の設置、管理、使用料等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって議第3号は原案どおり可決されました。

日程第6 発議第1号岳南排水路管理組合議会会議規則の一部を改正する規則制定について

○議長（川窪吉男議員） 日程第6 発議第1号岳南排水路管理組合議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

本案は、地方自治法第112条及び会議規則第9条の規定により杉山諭君外3名をもって提出されましたので、これを受理し、既に議案として配付させていただいておりますので御了承願います。

発議第1号について、提出者から説明を求めます。

○6番（杉山 諭議員） 議長。

○議長（川窪吉男議員） 6番 杉山諭議員。

○6番（杉山 諭議員） 御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議

第1号岳南排水路管理組合議会会議規則の一部を改正する規則制定について提案理由を申し上げます。

本案は、請願書の記載事項等について、押印の見直しに係る様式の変更を行うため、規則の一部を改正するものであります。

以上、議員各位におかれましては、本議案に御賛同賜りますようお願い申し上げ、発議第1号の提案理由といたします。

以上です。

○議長（川窪吉男議員） 説明を終わります。

これから発議第1号について質疑に入ります。——質疑もないようですので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

発議第1号岳南排水路管理組合議会会議規則の一部を改正する規則制定については原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって発議第1号は原案どおり可決されました。

日程第7 発議第2号管理者の専決処分事項の指定について

○議長（川窪吉男議員） 日程第7 発議第2号管理者の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

本案は、地方自治法第112条及び会議規則第9条の規定により杉山諭君外3名をもって提出されましたので、これを受理し、既に議案として配付させていただいておりますので御了承願います。

発議第2号について、提出者から説明を求めます。

○6番（杉山 諭議員） 議長。

○議長（川窪吉男議員） 6番 杉山諭議員。

○6番（杉山 諭議員） 御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議第2号管理者の専決処分事項の指定について提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、岳南排水路管理組合の議会の権限に属する事項のうち、管理者において専決処分にことができる事項について、時宜を得た的確な執行に資するため、現行の管理者の専決処分事項の指定については廃止し、新たに指定するものです。

以上、議員各位におかれましては、本議案に御賛同賜りますようお願い申し上げ、発議第2号の提案理由といたします。

以上です。

○議長（川窪吉男議員） 説明を終わります。

これから発議第2号について質疑に入ります。——質疑もないようありますので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

発議第2号管理者の専決処分事項の指定については原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって発議第2号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。よって本日の会議を閉じ、岳南排水路管理組合議会定例会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

令和4年3月17日

議長 川瀬 吉男

会議録署名議員 齋藤 和文

会議録署名議員 米山 享範
